



国 総 海 第 42 号
令 和 4 年 1 月 20 日

別紙関係団体 殿

国土交通省 総合政策局海洋政策課長



「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年国土交通省令第48号)の施行について(通知)」(令和元年12月18日国総海第40号)の一部改正について

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年国土交通省令第48号)の施行について(通知)」(令和元年12月18日国総海第40号)においては、船舶が地方運輸局長に対し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第19条の21第4項に規定されている「基準不適合燃料油を使用する場合の通報」を行う場合の通報先メールアドレス等について定めているところである。

この度、同通達中別紙の通報先メールアドレスのうち、ドメインが gxb.mlit.go.jp に該当するものについて@マークより前の文字列を以下の通り変更することとし、同通達中別紙を本通達の別紙に改める。

記

1 基準不適合燃料油を搭載する日本船舶の場合
通報先メールアドレスをそれぞれ以下通り変更する。

搭載場所を管轄する地方運輸局長	改正前	改正後
北海道運輸局長	hqt-fonar-hokkaido@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-hokkaido@gxb.mlit.go.jp
東北運輸局長	hqt-fonar-tohoku@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-tohoku@gxb.mlit.go.jp
関東運輸局長	hqt-fonar-kanto@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-kanto@gxb.mlit.go.jp
北陸信越運輸局長	hqt-fonar-hokushin@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-hokushin@gxb.mlit.go.jp
中部運輸局長	hqt-fonar-chubu@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-chubu@gxb.mlit.go.jp

近畿運輸局長	hqt-fonar-kinki@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-kinki@gxb.mlit.go.jp
神戸運輸監理部長	hqt-fonar-kobe@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-kobe@gxb.mlit.go.jp
中国運輸局長	hqt-fonar-chugoku@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-chugoku@gxb.mlit.go.jp
四国運輸局長	hqt-fonar-shikoku@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-shikoku@gxb.mlit.go.jp
九州運輸局長	hqt-fonar-kyusyu@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-kyusyu@gxb.mlit.go.jp
沖縄総合事務局長	hqt-fonar-okinawa@gxb.mlit.go.jp	hqt-fonar-japan-okinawa@gxb.mlit.go.jp

2 基準不適合燃料油を使用して本邦の港に入港する外国船舶の場合
通報先メールアドレスのうち近畿運輸局のものを以下の通り変更する。

搭載場所を管轄する地方運輸局長	改正前	改正後
近畿運輸局長	kkt-ko-kantoku@gxb.mlit.go.jp	kkt-psc-kantoku@gxb.mlit.go.jp

(本件に関する連絡先)

国土交通省総合政策局海洋政策課 高橋
TEL:03-5253-8266(直通)
メールアドレス:takahashi-m24z@mlit.go.jp

基準適合燃料油を入手できなかった場合にとるべき措置及び通報について

1. 概要

2020年(令和2年)1月1日以降、硫黄分の含有率が0.5%以下である舶用燃料油を使用することが義務づけられます。当該規制の実施に向けて、世界各地の国及び港において基準に適合した舶用燃料油(以下「基準適合燃料油」という。)の供給に係る準備が実施されているものの、万が一、基準適合燃料油が入手できない状況が発生した場合に、船舶を航海の用に供することが出来なくなり、経済活動を阻害される恐れがあります。

そのような事態を回避するために、国際海事機関(IMO)はMARPOL条約附属書VI第18.2規則において、基準適合燃料油が入手できなかった場合、MARPOL条約附属書VIの締約国は、当該燃料油の代替の購入先を発見しようとしたこと、及び当該燃料油を利用するための最善の努力にもかかわらず当該燃料油を購入することができなかつたことに関する証拠を提供することを要求できる旨規定されています。その場合、同附属書第18.2.4規則及び18.2.5規則において、船舶は、自国の主管庁及び関係する港の所管当局に対し、基準適合燃料油が入手不可能であることを通報すること、及び、締約国はIMOに基準適合燃料油の入手が不可能であることを通報することが要求されております。本制度は当該条約規定に基づいて定められるものです。

本制度は、外的要因により入手できない事態が発生し、基準適合燃料油を入手するため最善を尽くしたにも関わらず入手できなかった場合の緊急避難的措置であり、基準適合燃料油の使用免除を目的として定めるものではありません。制度の趣旨を理解し、適切な基準適合燃料油を入手してください。

2 基準適合燃料油を入手できなかった場合においてとるべき措置及び通報の流れと留意点

(1) 基準適合燃料油を入手できなかった場合とみなされる例/みなされない例

「基準適合燃料油を入手できなかった場合」とは、入手先として予定していた場所で複数の事業者からの入手の試み、または寄港を予定している航路上での複数の事業者からの入手の試みを行ってもなお、入手ができない場合を指します。

一方、例えば以下の場合においては基準適合燃料油を入手できなかった場合とはみなされず、本制度は適用されません。

- 複数の供給業者への入手の試みが行われた記録がない
- 本船が通常使用しているものとは異なる基準適合燃料油であれば入手可能(例えば、基準適合燃料油である低硫黄C重油は入手できないが、低硫黄A重油や軽油など、自船において使用できる他の種類の基準適合燃料油は入手できる場合)

- 購入を希望する全量販売はされないが、基準適合燃料油入手できる次の停泊地までの量であれば販売される場合
- 基準に適合しない船用燃料油(以下「基準不適合燃料油」という。)のほうが安価である等の経済的理由により基準適合燃料油入手しない場合

(2)とるべき措置及び通報を行うまでの流れ(図1のフローをご参考ください。)

基準適合燃料油入手できなかった場合にとるべき措置及び通報を行うまでの流れにおける留意点は以下のとおりです。

i) 入手を予定していた場所で基準適合燃料油入手できなかった場合にとるべき措置
(図1①関連)

運航の遅延や航路の変更を生じない範囲において、以下に掲げる試みを実施することが求められます。

- 燃料入手を予定していた港、航路上の別の港等での基準適合燃料油の入手の試み

入手を予定していた港で別の燃料油供給者から入手しようと試みることだけでなく、航路上の別の港等での入手を試みることが必要です。

- 基準適合燃料油を使用するための措置の試み

入手可能な基準適合燃料油を使用すると機関等に故障その他の異常が生じるおそれがある場合、当該燃料油を使用できるような工夫を施すこと、またはそういった工夫を施すことが可能か検討することが必要です。

例えば、燃料油の動粘度が低く、機関への使用に適さない場合、燃料油の加熱調整や清浄機の調節板の変更、運航に支障をきたさない範囲での部品の交換等が該当します。なお、ほとんどの船舶は、部品交換を行うことなく、重油、MGO 等を使用した運航が可能です。

ii) 基準不適合燃料油を購入する場合の手続き (図1③関連)

上記のとるべき措置を講じてもなお基準適合燃料油入手できないため、やむを得ず基準不適合燃料油を購入する場合には、以下の手続きが必要となります。

国内の重油販売事業者から基準不適合燃料油を購入する場合は、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)(以下「品確法」という。)の規定に基づき、海防法において地方運輸局長宛てに提出する書類(入手不可時の通報の様式もしくは海防法施行規則に規定されている通報事項を記載した書類及び証拠書類:下記(2)を参照)を提示する必要があります。

基準適合燃料油入手できなかった場合にとるべき措置を講じていない場合や、適切な通報を行っていない場合は、違反となりますので、ご注意ください。

※ 外国で基準不適合燃料油を搭載する場合、燃料の搭載に関する手続きは当該港を管轄する国の法令に基づいてください。

図1の燃料の搭載に関する手続きは、日本で基準不適合燃料油を搭載する場合の品確法に基づく手続きを示したものです。

通報を行うことにより搭載が認められる基準不適合燃料油の量は、次の港までの航行に必要な燃料油に、気象・海象等を考慮した必要最小限の予備の燃料油を加えた量に限られます(次の港で基準適合燃料油を搭載できない場合、搭載が可能となる直近の港までの基準不適合燃料油の量)。

基準不適合燃料油を搭載した後は、通報に記載した計画等に従い、速やかに基準適合燃料油を入手してください。

(3) 通報の実施方法(図1④関連)

i) 通報様式

別添の様式を参考にし、メールもしくは FAX(可能な限りメール)にて通報を行ってください。

ii) 記載言語

国際航海に従事する船舶にあっては英語、国際航海に従事しない船舶にあっては日本語又は英語で記載してください。

iii) 基準適合燃料油を入手できることを証する書類

入手の試み等とるべき措置として実施した内容や相手先、日時がわかる書類(燃料油供給者とのやりとりした記録等(電子メール・FAX の写し等))を準備してください。

iv) 通報先

○日本籍船の場合

・国内で搭載した日本籍船は、搭載した場所を管轄する以下の地方運輸局の窓口にて通報を行ってください。

・外国で搭載した日本籍船は、関東運輸局に通報を行ってください。

地方運輸局	担当部局	メールアドレス・FAX 番号
北海道運輸局	海上安全環境部 船舶安全環境課	hqt-fonar-japan-hokkaido@gxb.mlit.go.jp 011-290-1031
東北運輸局		hqt-fonar-japan-tohoku@gxb.mlit.go.jp

		022-299-8884
関東運輸局		hqt-fonar-japan-kanto@gxb.mlit.go.jp
北陸信越運輸局		045-201-8794
中部運輸局	海上安全環境部 船舶安全環境課 (北陸信越運輸局においては海事 部船舶安全環境課)	hqt-fonar-japan-hokushin@gxb.mlit.go.jp 025-285-9176
近畿運輸局		hqt-fonar-japan-chubu@gxb.mlit.go.jp 052-952-8083
神戸運輸監理部		hqt-fonar-japan-kinki@gxb.mlit.go.jp 06-6949-5203
中国運輸局		hqt-fonar-japan-chugoku@gxb.mlit.go.jp 082-228-3468
四国運輸局		hqt-fonar-japan-shikoku@gxb.mlit.go.jp 087-811-9099
九州運輸局		hqt-fonar-japan-kyusyu@gxb.mlit.go.jp 092-472-3305
沖縄総合事務局	運輸部船舶船員課	hqt-fonar-japan-okinawa@gxb.mlit.go.jp 098-860-2236

○外国籍船の場合

- ・入港しようとする港もしくは係留しようとしている係留施設を管轄する地方運輸局の窓口に通報を行ってください。

地方運輸局	担当部局	メールアドレス・FAX 番号
北海道運輸局		PSC_hokkaido@mopera.net 011-290-1031

東北運輸局	外国船舶監督官 (PSC 官)	sendaishiogama@mopera.net 022-299-8884
関東運輸局		pscyykhm@maple.ocn.ne.jp 045-201-8794
北陸信越運輸局		hokushin-psc@mopera.net 025-285-9177
中部運輸局		pscngy@aqua.ocn.ne.jp 052-952-8054
近畿運輸局		kkt-psc-kantoku@gxb.mlit.go.jp 06-6949-5203
神戸運輸監理部		psckb@pearl.ocn.ne.jp 078-321-0966
中国運輸局		pschrsm@lime.ocn.ne.jp 082-228-3468
四国運輸局		psctkmt@lime.ocn.ne.jp 087-802-6835
九州運輸局		hkt-psc@sage.ocn.ne.jp 092-472-3305
沖縄総合事務局		pscokinawa.d1z@ogb.cao.go.jp 098-860-2236

なお、MARPOL 条約では、本通報は、旗国及び次に寄港する港を管轄する国の主管庁に行うこととされています。次の寄港地が本邦外である場合、寄港地を管轄する国の法令に基づき、当該国の当局にも通報することが求められることに留意してください。

3 その他留意事項

2020 年(令和 2 年)1 月 1 日以降、下記①～④に該当する場合を除き、含有硫黄分が 0.5%を超える高硫黄燃料油を燃料タンクに搭載し使用することができないよう、適切な燃料油を搭載・使用してください。

- ① 基準適合燃料油を利用するための最善の努力をしたにも関わらず当該燃料を購入・使用できない場合(本制度が適用される場合)
- ② 硫黄酸化物放出低減装置(いわゆるスクラバー)を搭載し、検査に合格し適切に使用している場合
- ③ 硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用であって、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて行う場合
- ④ 以下のいずれかに該当する場合

- 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合
- 船舶の損傷その他やむを得ない原因(※)により基準適合燃料油以外の燃料油を使用した場合において、引き続く当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するため可能な一切の措置をとったとき

※「船舶の損傷その他やむを得ない原因」にはスクラバー等の機器の故障も含まれます。

なお、本制度は国内の法令に従って定められるものであり、外国の港で同様な事態が発生し、基準不適合燃料油を搭載しようとする場合は、当該港を管轄する国の法令に従い、適切に対応してください。

別添

燃料油入手不可能報告書
FUEL OIL NON-AVAILABILITY REPORT (FONAR)

注記:

Note:

1 この報告書は、海洋汚染防止条約(以下「MARPOL 条約」という)附属書 VI 第 18.2.4 規則に基づき、旗国主管庁及び目的地の港を管轄する国の責任ある当局に提出される。この報告書は船舶/運航者が基準適合燃料油を入手できないことが明らかになつたらただちに、また、望ましくは基準適合燃料油が入手できない港/ターミナルを離れる前に提出されなくてはならない。この報告書の写しは検査のために 36 か月の間、船上で保管されなければならない。

1 This report is to be sent to the flag Administration and to the competent authorities in the relevant port(s) of destination in accordance with regulation 18.2.4 of MARPOL Annex VI. The report shall be sent as soon as it is determined that the ship/operator will be unable to procure compliant fuel oil and preferably before the ship leaves the port/terminal where compliant fuel cannot be obtained. A copy of the FONAR should be kept on board for inspection for at least 36 months.

2 この報告書は、MARPOL 条約附属書 VI 第 14.1 規則または第 14.4 規則で規定される基準に適合する燃料を船舶が入手できることを証するために用いられなければならない。

2 This report should be used to provide evidence if a ship is unable to obtain fuel oil compliant with the provisions stipulated in regulations 14.1 or 14.4 of MARPOL Annex VI.

3 この報告書を記入する前に、船舶/運航者は以下の各点を踏まえること

3 Before filing a FONAR, the following should be observed by the ship/operator:

3.1 燃料油入手不可能報告書は規制の適用除外ではない。MARPOL 条約附属書 VI 第 18.2 規則により、提供された情報を精査し、適切に措置を講じることは、締約国が自国の管轄当局を通じて果たすべき責任である。

3.1 A fuel oil non-availability report is not an exemption. According to regulation 18.2 of MARPOL Annex VI, it is the responsibility of the Party of the destination port, through its competent authority, to scrutinize the information provided and take action, as appropriate.

3.2 入手不可能であることが不當に、及び/又は、繰り返し申し立てられる場合、当該締約国は燃料油入手不可能の通報に関する追加文書の提出および裏付けを要求することができる。船舶/運航者は港湾停泊中に、より広範囲に及ぶ検査または検証の対象となる可能性もある。

3.2 In the case of insufficiently supported and/or repeated claims of non-availability, the Party may require additional documentation and substantiation of fuel oil non-availability claims. The ship/operator may also be subject to more extensive inspections or examinations while in port.

3.3 船舶／運用者は、バンカー納入を計画する際、物流条件および/またはターミナル／港湾の方針について、適合燃料を入手するために港湾またはターミナル内で係留場所または投錨場所を変更せざるを得ない状況を含め、説明することを期待される。

3.3 Ships/operators are expected to take into account logistical conditions and/or terminal/port policies when planning bunkering, including but not limited to having to change berth or anchor within a port or terminal in order to obtain compliant fuel.

3.4 船舶／運用者は、合理的に可能な限り、ISO 8217 の要件を満たす商業的に入手可能な燃料油(粘度が異なり、硫黄分含有率が 0.50%以下の燃料(異なる潤滑油が必要)を含むがこれらに限られない)のほか、加熱および／または他の処理を船上で行う必要のある燃料についても準備を整えることを期待される。

3.4 Ships/operators are expected to prepare as far as reasonably practicable to be able to operate on compliant fuel oils. This could include, but is not limited to, fuel oils with different viscosity and different sulphur content not exceeding regulatory requirements (requiring different lube oils) as well as requiring heating and/or other treatment on board.

1 船の詳細 Particulars of ship

1.1 船名 Name of ship:

1.2 IMO 番号 IMO Number:

1.3 船籍国 Flag:

1.4 (他の関連登録番号がある場合は、ここに記載すること)

(if other relevant registration number is available, enter here):

2 当該船舶の航海計画の概要 Description of ship's voyage plan

2.1 外航船にあっては「次に入港予定の国(以下 X 国とする。)」の水域(および該当する場合は排出規制海域(ECA))へ入域する際の、内航船にあっては「次に入港する予定の港(以下 X 港とする。)」に入港する際の、当該船舶の航海計画の概要(可能であれば航海計画の写しを添付すること)

Oceangoing ships provide a description of the ship's voyage plan in place at the time of entry into "country X" waters (and ECA, if applicable), coastal ships provide one in place at the time of entry into "port X" (Attach copy of plan if available):

2.2 航海の詳細 Details of voyage:

1 直前の出発港 Last port of departure:

2 「X 国」の最初の到着港又は「X 港」 First port of arrival in "country X" or "port X"

3 直前の出発港からの出航日(年、月、日) Date of departure from last port (dd-mm-yyyy):

4 「X 国」もしくは「X 港」への到着日(年、月、日) Date of arrival at first "country X" or "port X"(dd-mm-yyyy):

5 船舶が最初に「X 国」海域(および該当する場合は ECA)を通過する、もしくは「X 港」に入港する、という通知を受けた日付(年、月、日)(※会社等から「X 国」に向かうよう指示を受けた日付を記入してください。)

Date ship first received notice that it would be transiting in "country X" waters (and ECA, if applicable) or "port X" (dd-mm-yyyy):

6 5 の時点での船舶の位置 Ship's location at the time of notice:

7 船舶の運航者が予定している、「X 国」の水域(および該当する場合は ECA)もしくは「X 港」に入る日付(年、月、日)

Date ship operator expects to enter "country X" waters (and ECA, if applicable) or "port X"(dd-mm-yyyy):

8 船舶運航者が予定している、「X 国」の水域(および該当する場合は ECA)もしくは「X 港」に入る時刻(時、分(協定世界時(UTC)))

Time ship operator expects to enter "country X" waters (and ECA, if applicable) or "port X"(hh:mm UTC):

9 船舶運航者が予定している、「X 国」の水域(および該当する場合は ECA)もしくは「X 港」から出る日付(年、月、日)

Date ship operator expects to exit "country X" waters (and ECA, if applicable) or "port X"(dd-mm-yyyy):

10 船舶運航者が予定している、「X国」の水域(および該当する場合は ECA)もしくは「X港」から出る時刻(時、分(協定標準時(UTC))) (※内航船の場合は日本標準時(JST)で記入することも可能ですが、日本標準時で記載したことを明記してください。)

Time ship operator expects to exit "country X" waters (and ECA, if applicable) or "port X" (hh:mm UTC):

11 船舶の主機が「X国」の水域(および該当する場合は ECA)もしくは「X港」で稼働する予定の日数

Projected days ship's main propulsion engines will be in operation within "country X" waters (and ECA, if applicable) or "port X":

12 「X国」の水域(および該当する場合は ECA)もしくは「X港」で運航する際に使用される燃料油の硫黄分濃度

Sulphur content of fuel oil in use when entering and operating in "country X" waters (and ECA, if applicable) or "port X":

3 基準適合燃料油の入手を試みた証拠 Evidence of attempts to purchase compliant fuel oil

3.1 「X国」の水域(および該当する場合は ECA)に入る前に基準適合燃料油入手のために取った行動(代替燃料油供給者への問い合わせ等すべての試みについて記述すること)と、基準適合燃料油を入手できなかった理由の説明

Provide a description of actions taken to attempt to achieve compliance prior to entering "country X" waters (and ECA, if applicable), including a description of all attempts that were made to locate alternative sources of compliant fuel oil, and a description of the reason why compliant fuel oil was not available:

3.2 連絡をとった燃料油供給者の名前と電子メールアドレス、住所と電話番号と連絡日(年、月、日)

Name and email address of suppliers contacted, address and phone number and date of contact (dd-mm-yyyy):

3.3 燃料油供給者との連絡内容のコピーの添付(燃料供給者との電子メール等)

Please attach copies of communication with suppliers (e.g. emails to and from suppliers)

3.4 基準不適合燃料油を供給した燃料油供給者の名前と電子メールアドレス、住所と電話番号

Name and email address, address and phone number of a supplier which provided non-compliant fuel oil:

4 基準適合燃料油を入手できることになっていたにもかかわらず、供給者の都合等で突然入手が不可能となってしまった場合のみ記入

In case of fuel oil supply disruption only

4.1 基準適合燃料油を入手予定だった港の名前

Name of port at which ship was scheduled to receive compliant fuel oil:

4.2 入手を予定していた燃料油供給者の名前、Eメールアドレスと電話番号

Name, email address, and phone number of the fuel oil supplier that was scheduled to deliver (and now reporting the non-availability):

5 故障が生じるおそれがある場合のみ記入 **Operation constraints, if applicable**

5.1 入手可能な基準適合燃料油の使用が運航や安全の問題を生じるおそれがあるため基準不適合燃料油を使用する場合、当該懸念を示す書類を添付すること

If non-compliant fuel has been bunkered due to concerns that the quality of the compliant fuel available would cause operational or safety problems on board the ships, the concerns should be thoroughly documented.

5.2 当該港で入手可能な基準適合燃料油を使用することができない運航上の制約

Describe any operational constraints that prevented use of compliant fuel oil available at port:

5.3 基準適合燃料油の使用を可能にするために実施した、または実施するべき作業の手順

Specify steps taken, or to be taken, to resolve these operational constraints that will enable compliant fuel use:

6 基準適合燃料油を入手するための計画 **Plans to obtain compliant fuel oil**

6.1 「X国」の最初の寄港地もしくは「X港」での基準適合燃料油の入手可能性と入手するための計画

Describe availability of compliant fuel oil at the first port-of-call in "country X" or "port X", and plans to obtain it:

6.2 「X 国」の最初の寄港地もしくは「X 港」で基準適合燃料油が入手できない場合、次の寄港地で入手可能な燃料油の最低硫黄分濃度または入手可能な燃料油の最低硫黄分濃度の一覧表
If compliant fuel oil is not available at the first port-of-call in "country X" or "port X", list the lowest sulphur content of available fuel oil(s) or the lowest sulphur content of available fuel oil at the next port-of-call:

7 過去の通報 Previous Fuel Oil Non-Availability Reports

7.1 船舶所有者又は船舶運航者が過去 1 年間に「X 国」(内航船の場合日本)へ通報を提出している場合、過去に提出した当該通報の一覧と、基準不適合燃料を使用して寄港した港と日付を含む以下の事項

If shipowner/operator has submitted a Fuel Oil Non-Availability Report to "country X"(shipowner/operator of coastal ships have submit to Japan) in the previous 12 months, list the number of Fuel Oil Non-Availability Reports previously submitted and provide details on the dates and ports visited while using non-compliant fuel oil, as set out below:

過去の通報 Report:

日付(年、月、日) Date (dd-mm-yyyy):

港 Port:

燃料の種類 Type of fuel:

備考 Comments:

8 船長または会社の情報 Master/Company information

船長の氏名 Master name:

「X 国」の現地代理店 Local agent in "country X"(※外航船のみ記入してください):

船舶運航者名 Ship operator name:

船舶所有者名 Shipowner name:

船舶職員の氏名および役職 Name and position of official:

電子メールアドレス Email address:

会社の住所(番地、都市名、国名、郵便番号) Address (street, city, country, postal/zip code):

電話番号 Telephone number:

船長の署名 Signature of Master:

氏名(楷書) Print name:

日付(年、月、日) Date (dd-mm-yyyy):

別紙

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部長 殿

全日本海員組合 組合長 殿

(一社)大日本水産会 専務理事 殿

(一社)日本海事代理士会 会長 殿

(公社)日本海難防止協会 理事長 殿

日本小型船舶検査機構 理事長 殿

(一社)日本船主協会 理事長 殿

(一社)日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

(一財)日本船舶技術研究協会 理事長 殿

(一社)日本マリン事業協会 専務理事 殿

(一社)日本造船工業会 専務理事 殿

(一社)日本中小型造船工業会 専務理事 殿

(一社)日本船長協会 常務理事 殿

日本内航海運組合総連合会 理事長 殿

(一社)日本舶用工業会 専務理事 殿

(一財)日本舶用品検定協会 常務理事 殿

(一社)日本旅客船協会 理事長 殿

(一社)日本舶用機関整備協会 専務理事 殿

(一社)日本外航客船協会 理事長 殿

(一財)日本海事協会 副会長 殿

(一社)日本長距離フェリー協会 常務理事 殿

(一社)日本作業船協会 会長 殿

(一社)日本港湾タグ事業協会 専務理事 殿

Lloyd's Register Group Limited ゼネラルマネージャー 殿

DNV GL AS カントリーマネージャー 殿

American Bureau of Shipping カントリーマネージャー 殿